

ヤスクニ・レポ 214

アジアの視点に立って平和創造を

代表 西川重則

1

敗戦の一九四五年八月一五日から七二年、日本国憲法が施行されて七〇年の今、私は改めていわゆる戦後と言われる今日、日本人として特に主権者・有権者として責任ある戦後史を総括すべきではないかと思い、敗戦後二、三年頃に発行された書物その他を読み、考え、学び合うことが重要ではないかと国会議員や友人、知人に訴えている。

とくに公務員である人々にとって、真剣に私の願いに耳を傾けて欲しいと心から願っている私である。言うまでもなく、公務員の責任課題は日本国憲法の第九十九条に明記されている通りであることを強調しておきたい。次の通りである。

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

以上の文言をすべての公務員が暗記して、自分に与えられている職務を全うすることが重要で、公務員に負わされている義務であることを確認して欲しいと思っている。周知の通りだが、歴代の内閣について考える時、彼らが日本国憲法に習熟するよう努力して憲法政治を行なったとは到底思われぬ。為政者に警告することが私たちにとって、戦後史を総括する主権者・有権者の最も重要な責任課題のひとつであることを、以下事例を報告して、読者の方々に良心的に一考してもらいたいと心から願っている。

私の場合、日本国憲法に習熟することを講演その他の機会に訴え続けているが、私が愛読している一冊の書物を挙げて見たい。敗戦直後の文部省発行の『あたらしい憲法のはなし』に書かれているすばらしい文言であり、戦後二年の一九四七年八月二日発行であり、当時の中学一年生の教科書として学習したと書かれている。なぜすばらしい教科書として中学一年生に読ませたのか。なぜ戦後七二年の今日、学校で教科書として勧められないのか。すばら

しい内容であるだけに私は不思議に思っていたが、その理由が次のように書かかれている。

この時〔発行された一九四七年八月二日の時〕すでにはじまっていた憲法への攻撃は、昭和二五年〔一九五〇年〕の朝鮮戦争爆発を機に、安保体制による憲法の“空洞化”、新しい日本軍隊である自衛隊の創設〔一九五四年七月一日に発足〕・増強へとエスカレートするのですが、この『あたらしい憲法のはなし』は、この間わずかに、二、三年使われただけで偏向教科書の第一号、そして、文部省自身の手で葬り去られたのです。

上の文言は、「若い読者に」というタイトルで、『あたらしい憲法のはなし』は文部省が教科書として用いることをしなくなったことを残念に思い、批判する立場で、「日本平和委員会」が戦後の時代状況の変化を憂えて書いたものの一部である。

2

私にとっても『あたらしい憲法のはなし』がいかにすぐれた内容であるかは、たとえば日本国憲法第九条の「戦争の放棄」のところで、以下のようにすばらしい文言で中学生に教えていることを考えても明白と言わねばならない。まさに戦後七二年の戦後の今こそすべての日本人が熟読し、本来の日本国憲法第九条の世界史的意味として、戦争絶対反対、日本国憲法改正(改悪)を絶対許さない決意を持ち、運動をすべき私たちの思いを表明している当時の文部省の立場を認識できる内容である。以下の一文を読んで欲しい。

みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったのでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかったのでしょうか。……いまやと戦争はおわりました。…こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったのでしょうか。何もありません。たゞ、お

そろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこぼすことです。

……

そこでこんどの憲法では、日本の国が、決して二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。……

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかし、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。……

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。

以上中学一年生の教科書から、敗戦直後の反省を心に秘めて、私はくり返し読んで、大人の私たちが改めて中学生の教科書から学び、日々の生活に生かすことを考えたいと心から願っている。右の教科書が日本国憲法施行の年の発行であること、そしてその前提として日本国憲法の制定過程と深い関係があることを私は重視して、二一世紀の二〇一七年の日本の政治状況がいかに間違った戦前・戦争中に逆行しているかに驚くと共に、日本の政治の状況に沈

黙は許されないことを私たちの責任課題として、間もなく今年の敗戦の日に私たちが計画している

〈八・一五〉集会のあり方を真剣に考え、ひとりでも多くの人びとに参加していただき、共に戦争絶対反対・憲法改悪絶対反対の訴えをしなければならないと思ひ、準備をしている次第である。

私自身は今年の八月に、〈八・一五〉集会を含めて四回〈八・一五〉関連集会を開くことになっている。周知の通り、北朝鮮問題や中国と日本との重要な課題を直視してアジアの現状を解決するために、朝鮮や中国に対する長期にわたっての侵略・加

害の歴史について正確に学びをし、「平和を創り出す」責任課題を具体的に果たさねばならない。北朝鮮をめぐる課題も緊急課題であるが、「なぜ北朝鮮なのか」を正確に認識するために不可欠の前提要件としての長い日本による植民地支配の歴史認識を共有しなければならない。同じように、中国についても、今年是中国の北京に近い盧溝橋事件八〇年の歴史をよく考え、侵略・加害の歴史の始まりを学

び、国境をこえた国際連帯の友好な関係を創り出さねばならない。今年の〈八・一五〉を前にして、アジアの視点に立って、平和創造の課題を真剣に考えるべきことを述べて終わりたい(二〇一七年七月一七日)。

2017年6月16日例会奨励「歴史を振り返る」

Ⅱ 歴代誌 17:1-6, 20:31-33 須田毅牧師 (JECA 西堀キリスト福音教会)

歴代誌は、バビロニア捕囚から帰還した神の民の間で最初に読まれた。神に背きを重ねたイスラエルの民が、神の裁きとして国破れてバビロニア捕囚の身となったことを受け止めつつ、国を再興する際に神の民イスラエルの歴史を振り返っているのである。その中で、神の約束を受けつぐダビデ王家を軸とする南ユダ王国の歴史を振り返る。

その中、ヨシャパテ王は模範的な信仰の王として評価されている。しかし一方、その評価が一定していないようにも見える。17:6「…彼はさらに、高きところをユダから取り除いた」と、偶像除去が即位後の初期の事業として、まず評価されていると思われる。しかし彼の晩年について 20:33「しかし、高きところは取り除かなかつたので、民はなおも、彼らの父祖の神にその心を定めようとしなかつた」とある。

これは恐らく、「高きところ」を取り除いたのだが、それは不完全だったという意味と思われる。歴代誌は、神の民イスラエルに既に与えられていたサムエル記

や列王記そのものから、神の民自身の歴史を振り返り、また彼ら自身の中に伝承などの形で受け継がれた史実も踏まえ、このような記述となっているのであろう。

ヨシャパテ王は、おおむね信仰の王として尊ばれる存在であり、その姿に倣って、神の民としてイスラエルを整えていきたいという願いが、ここにある。不徹底だった姿は、反面教師としよう、というような意識もあるのではないか。捕囚から戻ったイスラエルの民は、王たちを非難しているのではなく、「私たちもまた、神に対する信仰において不徹底だった」と振り返っている。模範的な王であっても「総じて良い王だった」と簡単に評価を定めない。良い王でも、信仰において、失敗もあったことを認める。それは、信仰者は神に対して完全でないことを、イスラエルの民自身のこととしてわきまえているのだろう。現代の日本人キリスト者が日本のキリスト教会の歴史を振り返る際にも、同じ態度でありたい。